

[別紙第1号様式]

輸入品の区分について、カッコ内に医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品、毒物又は劇物を記入する。二つ以上の区分の場合は併記すること（例 医薬品・医療機器・再生医療等製品輸入報告書、医薬部外品・化粧品輸入報告書）。

※ (医薬品)輸入報告書

近畿厚生局へ提出する年月日を記入すること。

輸入者の法人名及び代表者の氏名並びに本社等の住所を記入し、印章に法人名及び「代表取締役社長の印」等と記載された代表者印を押印すること。

平成〇年▲月□日

輸出時の INVOICE と AWB 等における宛先情報が輸入時の INVOICE と AWB 等における発送元情報と同一であることを確認し、輸出時の INVOICE と AWB 等における宛先情報が輸入時の INVOICE と AWB 等における宛先情報と同一又は自社であることを確認して、輸入時の INVOICE と AWB 等における宛先情報を「営業者等（貨物の送付先）」欄に記入すること。住所欄には住所に加え、郵便番号を記入すること。

輸入者(受取人)氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 住所(法人にあっては主たる事務所在地)

〇△株式会社 代表取締役社長 〇△ □× 印

大阪府〇△□-×

〇△株式会社 〇△営業所

同所在地 〒〇△□-×◇●▲兵庫県〇△□-×

担当者名 電話()

Eメール

近畿厚生局から照会できる担当者の名前とその連絡先を必ず記入すること。

INVOICE に記載されているとおりに品名欄に名称及び数量欄に数量とその単位(個、箱、錠等)を記入すること。書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記入して、対応する別紙(表形式で差し支えない。)を作成し添付すること(注意: INVOICE を別紙としないこと。)

〇△錠 10mg 100 錠/箱

2 箱

業許可の有無
※(医薬品) 製造販売業
※(医薬品) 製造業
毒劇物

業許可を有する場合、チェックを入れて、該当する業許可の区分を記載すること。業許可が無い場合は、チェックしないこと。

⑦再輸入品・返送品用を○で囲むこと。

輸入の目的
①治験(企業)用、②臨床試験(医師)用、③試験研究・社内見本用、④展示
⑤個人用、⑥医療従事者個人用、⑦再輸入品・返送品用、⑧自家消費、
⑨その他()

誓約事項
上記輸入の目的のために使用するもので、他に販売、貸与又は授与するものではありません。
 (個人用又は医療従事者個人用の場合)厚生労働省ホームページの「個人輸入において注意すべき医薬品等について」を輸入前に確認し、輸入後も随時確認します。
 (試験研究・社内見本用の場合)人

AWB 又は B/L の番号を記入すること。国際郵便の場合は、税関から送られてきたはがきの通知番号を記入すること。

輸入品の製造業者名及び国名を記入すること。書ききれない場合は、品名欄及び数量欄と同様に「別紙のとおり」と記入して、対応する別紙(表形式で差し支えありません。)を添付すること。

〇△CO. LTD

到着空港、到着港又は蔵置場所を記載すること(記号記載をしないこと。)。国際郵便の場合は、税関から送られてきたはがきに従い、該当する税関の名称(例: 〇〇税関〇〇外郵便出張所)を記載すること。

平成〇年△月□日

〇△□×◇

関西国際空港

備考
(再輸入品・返送品用の場合)再輸入・返送に至った理由及び今後の措置について記載すること。
〇△□×◇
⑦再輸入品・返送品用の場合、再輸入・返送に至った理由及び今後の措置について記載すること。

厚生労働省確認欄
特記事項
日本への到着日を記入すること。国際郵便の場合は、税関から送られてきたはがきの通知年月日を記入すること。

厚生労働省近畿厚生局
薬事監視専門官
毒物劇物監視員 印

(注) 1. ※() 欄には、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品、毒物、劇物の別を記入すること。
2. この様式の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。

・この書類のみ2部作成すること。
・間違っして記入した場合は二重線(=)を引き、修正すること。(修正液は絶対、使用しないこと。)
・別紙を作成する場合も、日本工業規格 A4 とすること。